

国内物流総合運送保険のご請求に必要な書類

No	必要な書類	ご説明
保険金の請求意思および事故発生状況等ご申告の書類		
(1)	保険金請求書兼事故報告書	事故報告書（保険金請求書 裏面）のほか社内用の報告書があればご提出ください。 盗難事故の場合は、別途（同封）盗難被害通知兼念書をご提出ください。
事故発生日時・場所・事故原因、損害発生の有無を確認する書類		
(2)	事故証明書	警察または消防署へお届けの場合 ・交通事故証明書 または 罹災証明書
(3)	写真	・貨物全体（荷姿、輸送していた車両・フォークリフト・ラックなど輸送用具） ・損傷状況（損傷箇所） ・シリアル番号、品番などのプレート
（貨物）損害保険金のご請求に必要な書類		
(4)	損害明細書	損害を被った商品（製品、半製品、仕掛品、部品、原材料）の一覧表をご提出ください。
(5)	貨物の価額を確認する書類	下記①、②、③いずれかをご提出ください。 ① 商品の場合 仕入価格が確認できる書類 ・仕入伝票、Invoice、請求書、納品書など ② 製品、半製品、仕掛品、部品、原材料の場合 製造原価が確認できる書類 製造原価確認書類の例 ・在庫等棚卸表（該当製品・半製品・原材料等が記載のページ） ・原材料などの仕入伝票 ・作業工程表 ・当該製品の製造原価計算書 ③ 販売先への輸送中に事故が発生された場合 販売価格が確認できる書類 ・仕切状、納品書など
(6)	貨物の損害額および内容を確認する書類	・修理可能の場合 修理見積書・明細書 ・修理不能の場合 廃棄マニフェストまたは（同封）廃棄証明書 ・転売（リサイクル）可能の場合 買取見積書
(7)	受託品に係わる確認書類	受託貨物が損害を被った場合、下記①、②いずれかをご提出ください。 ① ・損害品に対する弁済（買取）請求書 ・支払証明(写し)(振込票または相殺証明またはネットバンキング等) ② （同封）確認書（受託貨物用）
費用保険金のご請求に必要な書類		
(8)	残存物取片付け費用保険金	損害を受けた貨物の残存物の取片付けに必要な費用（取り壊し費用、取片付け清掃費用および搬出費用・廃棄費用）の明細書（請求書、領収書等） 限度額：支払われる保険金の10%もしくは200万円のいずれか低い金額
(9)	検査費用保険金	貨物の損傷の有無を確認するために必要となった費用（検査費用、仕分費用、再梱包費用およびこれらに付随する運賃、諸掛り）の明細書（請求書、領収書等） 限度額：1事故100万円
その他 必要書類		
(10)	資格証明書	運転免許証 フォークリフト技能講習修了証明書(写し)
(11)	車検証の写し	輸送していた車両の車検証（写し）